

## 14 社会参加の促進について

### (1) コミュニケーションの支援について

#### ●手話通訳者等の養成

事業名	内容	問い合わせ先
手話奉仕員養成講座 (入門課程、基礎課程)	日常会話程度の手話技術を習得した手話奉仕員を養成します。	各市町村 (10ページ参照)
手話通訳者養成講座 (基本課程、応用課程、実践課程)	上記講座修了者を対象に、手話通訳に必要な手話語彙、手話技術及び基本技術を習得した手話通訳者を養成します。	高知県聴覚障害者情報センター TEL : 088-823-5922
要約筆記者養成講座	要約筆記に必要な技術等を習得した要約筆記者を養成します。	高知県障害福祉課 TEL : 088-823-9634
点訳ボランティア養成講座	点訳に必要な技術等を習得した点訳奉仕員を養成します。 (点訳図書製作等を行っていただきます。)	高知声と点字の図書館 TEL : 088-823-9488
音声訳ボランティア養成講座	朗読に必要な技術等を習得した音声訳ボランティアを養成します。(朗読図書製作等を行っていただきます。)	高知声と点字の図書館 TEL : 088-823-9488
盲ろう者向け通訳・介助員養成講座	視覚と聴覚に重複して障害のある人の自立と社会参加を図るため、コミュニケーション及び移動等の支援を行う通訳・介助員を養成します。	高知県盲ろう者友の会 TEL : 088-884-3794
パソコンボランティア養成講座	視覚に障害のある人に対し、パソコン機器等の使用に関する支援を行うパソコンボランティアを養成します。	高知県障害福祉課 TEL : 088-823-9634

#### ●手話通訳者等の派遣

事業名	内容	問い合わせ先
手話通訳者派遣事業	聴覚障害のある人が公的機関や病院などを利用する際、円滑に意思疎通が図れるよう手話通訳者の派遣を行います。	高知県聴覚障害者協会 TEL : 088-822-2794
要約筆記者派遣事業	聴覚障害のある人が公的機関や病院などを利用する際、円滑に意思疎通が図れるよう要約筆記者の派遣を行います。	高知県聴覚障害者情報センター TEL : 088-823-5922
盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業	視覚と聴覚に重複して障害のある人の自立と社会参加を図るため、盲ろう者向け通訳・介助員を派遣して、コミュニケーションや移動等の支援を行います。	高知県盲ろう者友の会 TEL : 088-884-3794
パソコンボランティア派遣事業	視覚障害のある人がパソコン操作を習得したい場合、ボランティアを派遣してサポートします。	高知県障害福祉課 TEL : 088-823-9634

#### ●情報提供

事業名	内容	問い合わせ先
「さんSUN高知」／高知新聞「県からのお知らせ」点字版・音声版の発行	視覚障害のある人に、「さんSUN高知」を年12回、点字版及び音声版で発行しています。(お知らせが掲載しきれない場合、高知新聞「県からのお知らせ」に掲載します。)	高知県障害福祉課 TEL : 088-823-9634
「こうち県議会だより」点字版・音声版の発行	視覚障害のある人に、「こうち県議会だより」を年4回、点字版及び音声版で発行しています。	高知県議会議務局 TEL : 088-823-9536
点字による即時情報ネットワーク事業	(社福)日本盲人会連合が提供する毎日の新しい情報を、点字又はメールで提供します。	高知声と点字の図書館 TEL : 088-823-9488
字幕入り映像ライブラリー事業	字幕入りテレビ番組等のビデオテープやDVDを希望者に無料で貸し出しています。	高知県聴覚障害者情報センター TEL : 088-823-5922

#### ●オーテピア高知図書館

オーテピア高知図書館では、オーテピア高知声と点字の図書館と連携して以下のようなサービスを行っています。窓口でおたずねください。

##### ○さまざまな資料の貸出し

・CDやカセットテープなどの録音図書 ・大活字本 ・その他(LLブック、点字図書、布絵本、さわる絵本など)

##### ○読書を支援する機器

・拡大読書器、デジ録音図書再生機、活字自動読み上げ機 ・音声パソコン、点字ディスプレイ  
・レーズライター、ルーベ、筆談ボード ・ヒアリングループ

##### ○対面音訳サービス

視覚や肢体等に障害があるために、活字での読書が困難な人に対して、図書館にある図書等を対面で音訳(活字を音声化)します。聞き手(利用者)と読み手(音訳者)が、読みのスピードや図表などについて、相談しながら読み進めることができます。

オーテピア高知図書館、オーテピア高知声と点字の図書館以外にも、高知市立潮江市民図書館、高知市立春野市民図書館、南国市立図書館、土佐市立市民図書館、土佐清水市立市民図書館、宿毛市立坂本図書館で利用できます。

【対象者】活字を認識することが困難な人

#### 問い合わせ先

オーテピア高知図書館  
住所：〒780-0842  
高知市追手筋2-1-1  
TEL : 088-823-4946  
FAX : 088-823-9352  
URL : <https://otepia.kochi.jp/library>

## 14 社会参加の促進について

### ○宅配貸出サービス

病气やけが、障害などの事情により、お近くの図書館への来館ができない方を対象に、本やCDなどをお届けする宅配貸出サービスを行っています。（利用者登録が必要です。）

【対象者】次の表に該当する手帳所持者

障害の内容	障害の程度
視覚、両下肢、体幹、移動機能	身体障害者手帳1・2級 戦傷病者手帳特別項症～第2項症
心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸	身体障害者手帳1・3級 戦傷病者手帳特別項症～第3項症
免疫、肝臓	身体障害者手帳1～3級
知的	療育手帳A1・A2

- ・介護保険被保険者証の要介護状態区分が「3・4・5」と表示されている人
  - ・その他館長が適当と認める人
- 活字を認識することが困難な人には、オーテピア高知声と点字の図書館所蔵のデジ録音図書等を宅配により貸出しできます。

【開館時間】火曜日～金曜日 9:00～20:00、土曜日 9:00～18:00（7・8月は20:00まで）  
日曜日・祝日 9:00～18:00

【休館日】月曜日（祝日の場合は開館）、毎月第3金曜日（8月および祝日を除く）  
8月11日を含む4日間（資料特別整理期間）  
※令和2年度は資料特別期間の休館はありません。  
年末年始（12月29日から1月4日まで）

### （2）視聴覚障害者情報提供施設について

#### ●高知県聴覚障害者情報センター

聴覚に障害のある方を総合的に支援する拠点施設で、下記の業務を実施するほか、聴覚障害者日常生活用具の展示や研修室の貸出しを行っています。

#### ○業務内容

- ・生活支援事業
  - 相談事業（仕事・生活、その他相談内容は何でもかまいません）
  - 聴覚障害者向け防災学習会
  - パソコン訓練（簡単なパソコン基本操作）
  - 学習や交流の場の提供
  - 難聴者・中途失聴者向け手話教室
- ・ビデオライブラリー事業（字幕・手話入りビデオカセットテープ、DVDの貸出・視聴）
- ・要約筆記者派遣
- ・手話奉仕員養成講座
- ・手話通訳者養成講座

【開館時間】月曜日～金曜日 9:00～21:00、土曜日・日曜日 9:00～17:00

【休館日】祝日、年末年始（12月29日～翌年1月4日）

#### ●オーテピア高知声と点字の図書館

視覚に障害のある方や、その他の障害・病气・高齢等で活字図書をそのままでは利用することが困難な方のために、一般の活字図書を点訳した「点字図書」や、音声で読み上げて録音した「録音図書（デジ録音図書、カセットテープ）」等の貸出しによる情報支援を行っています。

「声の本」＝「録音図書」、「さわって読む本」＝「点字図書」

点字図書や録音図書は、一般に販売されている活字本を、専門の講習を受けた点訳・音訳ボランティアの方々が、忠実に点訳・音訳して点字・録音図書に複製したものです。

#### ○点字図書・録音図書等の登録と貸出方法

- ・登録、利用のできる方  
視覚障害や学習障害、高齢・病气などで小さい字が読めない、寝たきりや手指に障害があって本が持てない、その他障害や病气などで活字図書の利用が困難な方なら、どなたでも登録・利用できます。録音図書再生機も貸出ししています。
- ・登録や本のリクエストは電話でもできます。代理の方でもかまいません。
- ・ご自宅まで郵送で貸し出します。
- ・登録、利用、送付・返却の郵送料 すべて無料です。

### 問い合わせ先

高知県聴覚障害者情報センター  
住所：〒780-0928

高知市越前町2丁目  
4-5

TEL：088-823-5922（直通）  
088-873-0821

（小高坂更生センター）

FAX：088-822-0750

E-mail：chokaku-joho  
@kodakasa-h.com

URL：http://www.

kodakasa-h.com

オーテピア高知声と点字の  
図書館

住所：〒780-0842

高知市追手筋2-1-1

TEL：088-823-9488

FAX：088-820-3218

URL：https://otepia.

kochi.jp/braille/

## 14 社会参加の促進について

### ○その他のサービス

- ・視覚障害者のためのパソコン講座 ・対面音訳サービス（※事前予約制）
- ・プライベート点訳・音訳・テキスト化サービス（お手持ちの図書や文書を点訳、音訳、テキスト化します。※点字用紙や録音するCD、カセット等は実費又は現物が必要です。）
- ・中途視覚障害の方への点字指導 ・見えない見えにくい方が使って便利な機器などの展示
- ・サピエ図書館サービス（インターネットで点字図書や録音図書が利用できます。読書が困難な方が会員登録をすることにより、点字図書や録音図書をパソコン・スマホ・タブレットなどにダウンロードしたり、オンラインリクエストで貸し出しの申し込みをすることができます。）

【開館時間】 火曜日～金曜日 9:00～20:00、 土曜日 9:00～18:00（7・8月は20:00まで）  
日曜日・祝日 9:00～18:00

【休館日】 月曜日（祝日の場合は開館）、毎月第3金曜日（8月および祝日を除く）

8月11日を含む4日間（資料特別整理期間）

※令和2年度は資料特別期間の休館はありません。

年末年始（12月29日から1月4日まで）

### （3）移動の支援について

#### ●自動車運転免許取得及び自動車改造費用の助成

障害のある人が就労等社会参加のために運転免許を取得する場合、また、自らが所有し、運転する自動車を改造する場合、その費用の一部を助成します。必ず、免許取得前、自動車改造前に手続きが必要です。※市町村によって助成の有無及び助成内容並びに対象者の範囲が異なります。詳しくはお住まいの市町村にお問い合わせください。

事業名	対象者	補助額
自動車運転免許取得	免許の取得により、就労等の社会参加が見込まれる人	免許取得費用の2/3以内（100,000円を限度）
自動車改造	改造しなければ自動車の運転ができない人で、運転することにより就労等の社会参加が見込まれる人。ただし、所得制限があります。	改造のための費用（100,000円を限度）

#### ●身体障害者用教習車を設置している自動車学校

学校名	所在地	電話番号
高知県自動車学校	高知市一宮中町3-1-2	088-845-1411
高知中央自動車学校	高知市江陽町4-50	088-883-3251
安芸自動車学校	安芸市川北甲2100	0887-34-3181
東部自動車学校	香南市野市町西野2135	0887-56-0611
南国自動車学校	南国市小籠81-3	088-864-3125

対応車種等、詳細については、各自動車学校にお問い合わせください。

#### ●駐車禁止除外指定車標章

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者福祉手帳の交付を受けた人で、自動車を利用される場合（介護者が運転する場合も含む）、公安委員会から「駐車禁止除外指定車標章」の交付が受けられることがあります。

#### ●高齢運転者等標章（高齢運転者等専用駐車区間制度）

普通自動車を運転する方で、70歳以上の高齢者（高齢運転者マークの対象者）、聴覚障害又は肢体不自由を理由に運転免許証に条件を付されている方（聴覚障害者マーク及び身障者マークの対象者）、妊娠中又は出産後8週間以内の方は、公安委員会から「高齢運転者等標章」の交付が受けられることがあります。

##### 【高齢運転者等専用駐車区間】

警察署別	高齢運転者等専用駐車区間	設置台数
高知	高知市九反田「南街公民館」前道路	2台
安芸	安芸市矢ノ丸1丁目「安芸市役所」西側道路	2台
中村	幡多郡黒潮町入野「黒潮町役場」前道路	2台

#### ●車イスのまま乗ることができるタクシー等

道路運送法上の許可又は登録を受けて、車イスのまま乗ることができる等特殊な用途の車両を準備しているタクシー会社があります。一般に「介護タクシー」「福祉タクシー」と呼ばれています。利用方法等、詳細については各事業者にお問い合わせください。

#### ●リフト付きバス等

車名	定員	申込先	備考
太陽号	17人（車イス4台）	高知県社会福祉協議会 （障害者スポーツセンター） TEL：088-841-0021	要予約
しばてん2号	5人（車イス2台）	高知県肢体障害者協会（高知市） TEL：088-855-6368	要予約
リフト付き 大型観光バス	車イス1台の場合、正席35席 車イス2台の場合、正席25席	(有)宮地観光バス（高知市） TEL：088-848-0222	要予約

問い合わせ先

各市町村役場  
(10ページ参照)

住所地を管轄する警察署

## 14 社会参加の促進について

### ●こうちあったかパーキング制度

公共施設や店舗などの障害者等用駐車場を適正に利用いただくため、障害者や高齢者など移動に配慮が必要な方に、県が県内共通の利用証を交付する制度です。

<対象者・申請に必要な書類・有効期間>

対象となる方			申請に必要な書類	有効期間	
身体障害者	視覚障害	4級以上	身体障害者手帳	交付対象でなくなるまで	
	聴覚障害	3級以上			
	平衡機能障害	5級以上			
	肢体不自由	上肢			4級以上
		下肢			6級以上
		体幹			5級以上
		乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害			上肢機能 4級以上 移動機能 6級以上
	心臓機能障害	4級以上			
	じん臓機能障害	4級以上			
	呼吸器機能障害	4級以上			
	ぼうこう又は直腸機能障害	4級以上			
	小腸機能障害	4級以上			
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	4級以上			
肝臓機能障害	4級以上				
知的障害者	障害の程度が重度（障害程度欄が「A」）の方	療育手帳	 		
精神障害者	障害区分が「1級」の方	精神障害者保健福祉手帳			
発達障害者	移動に介助者の特別な注意が必要と医療機関等が認めた方	医療機関、療育機関等の証明書又は確認事項への記載			
高齢者	要介護状態区分が「要介護1～5」の方	介護保険被保険者証			
難病患者	特定医療費（指定難病）医療受給者又は特定疾患医療受給者又は小児慢性特定疾患医療受給者	特定医療費（指定難病）医療受給者証又は特定疾患医療受給者証又は小児慢性特定疾患医療受給者証			
けが人等	けが等により一時的に移動に配慮が必要な方	医師の診断書・意見書			
妊産婦	産前7か月～産後1年間の方	母子健康手帳			

<申請・交付窓口>

申請・交付窓口	〒	住 所	電 話	F A X
高知県障害福祉課	780-8570	高知市丸ノ内1-2-20 高知県庁内	088-823-9633	088-823-9260
安芸福祉保健所	784-0001	安芸市矢ノ丸1-4-36 安芸総合庁舎内	0887-34-3177	0887-34-3170
中央東福祉保健所	782-0016	香美市土佐山田町山田1128-1	0887-53-3173	0887-52-4561
中央西福祉保健所	789-1201	高岡郡佐川町甲1243-4	0889-22-1249	0889-22-9031
須崎福祉保健所	785-8585	須崎市東古市町6-26 須崎第二総合庁舎内	0889-42-1875	0889-42-8924
幡多福祉保健所	787-0028	四万十市中村山手通19 幡多総合庁舎内	0880-34-5124	0880-35-5980

※受付時間は、月曜日から金曜日までの8:30～17:00（祝祭日を除く）です。

お急ぎでない場合は、各市町村等でも申請できますので、お問い合わせください。

また、郵送でも受け付けています。（郵送の場合は、手帳等の確認書類の写しを必ず同封してください。）

### ●タウンモビリティの推進

「タウン」は「まち」、「モビリティ」は「移動性」という意味で、たとえ障害があっても、高齢になっても自由に商店街へ出掛けられることを目指した取り組みです。

移動に不自由を感じている人を対象に、高知市中心商店街において車いすの貸し出しやボランティアによる付き添い等のサポート、車いすで利用できるトイレや店舗の紹介などを行っています。

【場 所】 タウンモビリティステーションふくねこ  
（高知市はりまや町1丁目1-24 京町商店街アーケード内）

【利用日】 毎週木曜日～日曜日（週4日）

【利用時間】 11:00～16:00（日時は変更になる場合もありますので事前にお問い合わせください。）

【利用料金】 ボランティアの付き添い（1回500円）

【利用申込】 希望日の1週間前（団体は2週間前）までに電話予約

【無料貸出】 車いす、シルバーカー、ベビーカー、楽々カート

### 問い合わせ先

タウンモビリティ

ステーションふくねこ

住所：〒780-0822

高知市はりまや町1丁目1-24

TEL：080-3923-2939

（担当 笹岡）

Mail：townmobility-kochi

@softbank.ne.jp

## 14 社会参加の促進について

### ●ヘルプマークの配布

義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、または、妊娠初期の方など、援助や配慮を必要としていることが外見からは分からない方を対象にヘルプマークを無料で配布しています。電車やバス、駅や商業施設等でヘルプマークを身に付けているの方を見かけたら、席をお譲りする、声をかけるなどの配慮をお願いします。

【配布場所】（令和2年4月1日時点）

高知県障害福祉課、高知県健康対策課、各県福祉保健所、各市町村障害福祉担当窓口、中芸広域連合障害福祉担当窓口高知県立ふくし交流プラザ総合案内、（公財）高知県身体障害者連合会事務局、視覚障害者向け機器展示室ルミエールサロン、こうち難病相談支援センター、高知県盲ろう者友の会事務局、タウンモビリティステーションふくねこ、とさでん交通はりまや橋サービスセンター、オーテピア高知声と点字の図書館、高知観光情報発信館とさでん、高知ハビリテリングセンター、安芸駅ちばさん市場、土佐くろしお鉄道中村駅、高知西南交通株式会社本社営業所、高知西南交通株式会社宿毛出張所

※配布場所の最新情報は、高知県障害福祉課のホームページをご確認ください。

※マークの配布は1人1個を原則とし、郵送での配布は対応していませんのでご注意ください。

### 問い合わせ先

高知県障害福祉課  
TEL：088-823-9634



### ●移動支援事業等

障害のある人が外出する際に必要に応じて、障害福祉サービス事業所等より支援を受けることができます。お住まいの市町村にお問い合わせください。

### ●身体障害者補助犬

補助犬は、身体障害がある人と一緒に生活し、生活を助けるための犬で、「盲導犬」「介助犬」「聴導犬」の3種類があります。

	目的等	受けている訓練の内容
盲導犬	視覚に障害のある人の外出時の誘導を行う	<ul style="list-style-type: none"> <li>路上の障害物を避けたり、交差点で止まる</li> <li>建物の入り口や階段などの目的物を探す</li> <li>場合により使用者の指示より、安全を優先して動く</li> </ul>
介助犬	肢体が不自由な人の手足の機能を補う	<ul style="list-style-type: none"> <li>物を拾い上げたり、運んだりする</li> <li>衣服や靴の着脱を手伝う</li> <li>ドアの開閉やスイッチの操作</li> </ul>
聴導犬	聴覚に障害のある人の耳の機能を補う	<ul style="list-style-type: none"> <li>ドアノック、目覚まし時計、FAX着信等の音を覚え、使用者に知らせたり音源に誘導する</li> <li>非常ベルなどの警報音や危険信号を知らせる</li> <li>後方からのクラクションや自転車ベルを知らせる</li> </ul>

（※）いずれの補助犬も基本動作として

「呼ばれたら行く」、「座る、伏せる、待つ、止まる（介助の指示があるまで維持することを含む）」  
「指示された時・場所で排泄する」、「音響、植物、他の動物など様々な刺激や関心の対象を無視する」「指示された場所（部屋、車など）に入る」等の訓練を受けています。

### ○補助犬の利用を希望する場合は

（公財）高知県身体障害者連合会（TEL：088-872-9497）  
高知県障害福祉課（TEL：088-823-9634）へご連絡ください。

### ○補助犬に関する相談窓口

高知県障害福祉課（TEL：088-823-9634）  
高知市障がい福祉課（TEL：088-823-9378）



### （4）レクリエーション等について

対象者	内 容	問い合わせ先
視覚障害者	洋裁教室、生花教室、コーラス、川柳教室、ハーモニカ教室	高知県視覚障害者協会 TEL：088-875-5247
肢体障害者	料理教室、バスレクリエーション、映画上映会	高知県肢体障害者協会 TEL：088-855-6368

### （5）自立生活を行うために

事業名	内 容	問い合わせ先
視覚障害者向け機器展示室「ルミエールサロン」	視覚障害のある人の日常生活に便利な機器等を県立盲学校に展示し、希望者に使用方法などの説明を行っています。	ルミエールサロン TEL：088-823-8820
視覚障害者生活相談・訓練事業	中途視覚障害のある人に対し、自立生活を送る際の不安を解消するために、指導員がご自宅等を訪問し、歩行や生活のための技術を身につけるための相談や指導を行っています。	高知県喉友会 TEL：0889-24-7071
音声機能障害者発声訓練事業	喉頭摘出のため音声機能を喪失した人に対し、発声訓練を行っています。	高知県喉友会 TEL：0889-24-7071
オストメイト（人工肛門人工ぼうこう造設者）社会適応訓練事業	ストーマ装具を装着している人が装具の選定方法や使用方法等について正しく理解し、不安を解消するために、講習会を行っています。	日本オストミー協会 高知県支部 TEL：088-822-8038

## 14 社会参加の促進について

### (6) 文化・スポーツについて

#### ○文化

行事名	内 容	開催時期	問い合わせ先
スピリットアート (高知県障害者美術展)	障害者が制作した芸術作品を公募し、優れた作品を顕彰することで、障害者の文化活動を促進するとともに、県民の理解を深めます。	毎年10月頃	高知県障害福祉課 TEL: 088-823-9634 高知県身体障害者連合会 TEL: 088-872-9497
障害者文化芸術活動事業	展覧会や演劇ワークショップを通じて、施設・事業所等における障害者の芸術活動を支援する者への支援や、相談窓口の開設等により芸術活動を通じた障害者の社会参加を促進します。	通年	高知県障害福祉課 TEL: 088-823-9634 薬工ミュージアム TEL: 088-879-6800
障害者作品展	障害者の制作した作品を展示販売し、県民の理解促進を図ります。	毎年11月中～下旬	高知県障害保健支援課 TEL: 088-823-9560 高知県身体障害者連合会 TEL: 088-872-9497
障害者週間の集い	障害や障害者について理解を深めることなどを目的に、障害者週間の関連イベントとして開催します。	毎年12月初旬	高知県障害福祉課 TEL: 088-823-9633

#### ○スポーツ

行事名	内 容	開催時期	問い合わせ先
外へ飛び出せ運動会	在宅の知的障害者及びその保護者の相互の交流を図るため、運動会を開催します。	秋～冬頃開催	高知県知的障害者育成会 TEL: 088-855-3717
スポーツ教室	水泳、ヨット、カヌーなどを実施。市町村や施設・学校等への出前教室も実施しています。	お問い合わせください	高知県立障害者スポーツセンター TEL: 088-841-0021
種目別競技会	卓球、バドミントン、フレンドCUP、駅伝、ポッチャ		
高知県障害者スポーツ大会	県内の障害者が一堂に会し、スポーツを通じて親睦を深めるとともに、体力の維持・向上を図ります。	毎年5月末の日曜日 * フライングディスクは9月最終日曜日	
全国障害者スポーツ大会	全国の障害者とスポーツを通じて親睦を深め、自立更生や社会参加に寄与するために選手団を派遣します。	毎年秋開催	

#### ○障害のある人が利用しやすい体育施設

施設名	所在地	電話番号	備 考
高知県立障害者スポーツセンター	高知市春野町内ノ谷1-1	088-841-0021	〔施設内容〕 管理棟(卓球室、盲人卓球室、ブレイルーム、研修室等)、テニスコート、アーチェリー場、グラウンド直走路、プール、体育館 〔利用時間〕 火曜日～土曜日(9:00～21:00)、 日曜日・休日(9:00～17:00) 〔休館日〕 月曜日(ただし、休日の場合は翌日) 休日の翌日(ただし、日曜日、休日は除く) 12月29日～1月4日 〔利用料の免除〕 障害者及び介助者が利用する場合は利用料を免除
高知県立県民体育館	高知市棧橋通2-1-53	088-831-1166	〔施設内容〕 主競技場、補助競技場 〔利用時間〕 8:30～22:00 〔申込み受付時間〕 平日、土曜日・日曜日・祝日 8:30～20:30 ※他に、室内プールあり(8:30～21:00)

## 14 社会参加の促進について

施設名	所在地	電話番号	備 考
南国市立 スポーツセンター	南国市前浜1344-3	088-865-8015	〔施設内容〕 体育館（メインアリーナ・サブアリーナ）、トレーニングルーム、会議室、研修室、グラウンド 〔利用時間〕 9:00～22:00 〔申込み受付時間〕 9:00～22:00 ※予約する際は、事前に団体登録が必要
香北青少年の家	香美市香北町吉野1300	0887-59-2239	宿泊施設、キャンプ場（テント泊不可）、研修棟 ※1年前から予約可
結いの丘ドーム （中芸広域体育館）	安芸郡安田町東島2017	0887-38-6288	〔施設内容〕 体育館、トレーニングルーム、会議室ほか 〔利用時間〕 9:00～21:30

### （7）障害者に関するマークについて

障害のある人に配慮した施設であることや、それぞれの障害について分かりやすく表示するため、いろいろなマークや表示があります。これらは国際的に定められたものや、各障害者団体が独自に提唱しているものもあります。

障害者に関するマーク	内 容
	<p>【障害者のための国際シンボルマーク】</p> <p>このマークは、障害のある人が容易に利用できる建物、施設であることを示す、世界共通の国際シンボルマークです。マークの使用については、国際リハビリテーション協会の「使用指針」により定められています。</p> <p>なお、このマークはすべての障害者を対象としたもので、特に車いすを利用する障害者を限定し使用されるものではありません。</p> <p>&lt;関係機関&gt;公益財団法人日本障害者リハビリテーション協会                  &lt;&lt;<a href="https://www.jsrpd.jp">https://www.jsrpd.jp</a>&gt;&gt;                  TEL : 03-5273-0601、FAX : 03-5273-1523</p>
	<p>【身体障害者標識（身体障害者マーク）】</p> <p>この四つ葉のクローバーマーク（身障者マーク）は、肢体不自由の障害のある人が運転している自動車であることを示しています。危険防止のため、やむを得ない場合を除き、マークをつけた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定で罰せられることになります。</p> <p>このマークの表示については、努力義務となっています。</p> <p>&lt;関係機関&gt;各警察署                  &lt;&lt;<a href="https://www.police.pref.kochi.lg.jp/sections/koutuu/kikaku/4clover_mark.html">https://www.police.pref.kochi.lg.jp/sections/koutuu/kikaku/4clover_mark.html</a>&gt;&gt;</p>
	<p>【聴覚障害者標識（聴覚障害者マーク）】</p> <p>このマークは、聴覚に障害のある人が運転している自動車であることを示しています。危険防止のためやむを得ない場合を除き、マークをつけた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定で罰せられることになります。</p> <p>このマークの表示については、義務となっています。</p> <p>&lt;関係機関&gt;各警察署                  &lt;&lt;<a href="https://www.npa.go.jp/koutsuu/menkyo20/tyoukaku.htm">https://www.npa.go.jp/koutsuu/menkyo20/tyoukaku.htm</a>&gt;&gt;</p>
	<p>【視覚障害者の国際シンボルマーク】</p> <p>このマークは、世界盲人連合（WBU）が1984年に定めた世界共通の国際シンボルマークです。視覚に障害のある方の安全やバリアフリーに考慮された建物、設備、機器などに付けられています。信号機や国際展示郵便物、書籍などで身近に見かけるマークです。</p> <p>このマークを見かけた場合には、視覚に障害のある方の利用への配慮をお願いします。</p> <p>&lt;関係機関&gt;社会福祉法人日本盲人福祉委員会                  &lt;&lt;<a href="https://ncwbj.or.jp/">https://ncwbj.or.jp/</a>&gt;&gt;                  TEL : 03-5291-7885 FAX : 03-5291-7886</p>
	<p>【ほじょ犬マーク】</p> <p>身体障害者補助犬同伴の啓発のためのマークです。身体障害者補助犬とは、盲導犬・介助犬・聴導犬のことで、「身体障害者補助犬法」において、公共施設や交通機関を始め、デパートやスーパー、ホテル、レストランなどの民間施設は身体障害のある人が補助犬を同伴するのを受け入れる義務があります。補助犬はペットではなく、体の不自由な方の、体の一部となって働いています。社会のマナーも訓練され、衛生面も管理されています。</p> <p>&lt;関係機関&gt;厚生労働省自立支援振興室                  &lt;&lt;<a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaiishahukushi/hojoken/index.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaiishahukushi/hojoken/index.html</a>&gt;&gt; TEL : 03-5253-1111 FAX : 03-3503-1237</p>

## 14 社会参加の促進について

障害者に関するマーク	内 容
	<p>【聴覚障害者のシンボルマーク（耳マーク）】</p> <p>聴覚障害の方であることを表す国内で使用されているマークです。聴覚障害の方は見た目には分らないために、誤解を受けるなど社会生活での不安が少なくありません。このマークを公共機関や病院、スーパーなどで活用することで聴覚障害の方が相談しやすくなります。相手が「聞こえない」ことを理解し、コミュニケーションの方法などに配慮する必要があります。</p> <p>&lt;関係機関&gt;一般社団法人全日本難聴者・中途失聴者団体連合会          &lt;&lt;<a href="https://www.zennancho.or.jp/mimimark/mimimark">https://www.zennancho.or.jp/mimimark/mimimark</a>&gt;&gt;          TEL : 03-3225-5600、FAX : 03-3354-0046</p>
	<p>【ハート・プラスマーク】</p> <p>このマークは、心臓疾患などの内部障害があることを示すシンボルマークです。身体内部（心臓、呼吸器、じん臓、膀胱・直腸、小腸、免疫機能）に障害のある方は外見から分かりにくいいため、様々な誤解を受けることがあります。優先席の利用や近くでの携帯電話使用者を我慢している人がいます。こうした内部障害のある方を視覚的に示し、理解を広げるために利用を呼びかけています。</p> <p>&lt;関係機関&gt;特定非営利活動法人ハート・プラスの会          &lt;&lt;<a href="https://www.normanet.ne.jp/~h-plus/">https://www.normanet.ne.jp/~h-plus/</a>&gt;&gt;          TEL : 080-4824-9928、E-Mail : info@heartplus.org</p>
	<p>【オストメイトマーク】</p> <p>このマークは、オストメイト（人工肛門・人工膀胱を使用している人）を示すシンボルマークで、オストメイト対応トイレであることを示すために、トイレの入口や案内誘導プレートに表示するものです。オストメイト対応トイレとは、排泄物の処理、腹部の人工肛門周辺皮膚や装具の洗浄などができる配慮がされているトイレのことです。</p> <p>&lt;関係機関&gt;公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団          &lt;&lt;<a href="http://www.ecomo.or.jp/barrierfree/pictogram/picto_009_2017.html">http://www.ecomo.or.jp/barrierfree/pictogram/picto_009_2017.html</a>&gt;&gt;          TEL : 03-3221-6673、FAX : 03-3221-6674</p>
	<p>【ヘルプマーク】</p> <p>このマークは、義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、または妊娠初期の方など、援助や配慮を必要としていることが外見からは分からない方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせるマークです。平成24年度に東京都が作成し、日本工業規格（JIS）に登録されています。</p> <p>&lt;関係機関&gt;東京都福祉保健局障害者施策推進部計画課          &lt;&lt;<a href="https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/shougai/shougai_shisaku/helpmark.html">https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/shougai/shougai_shisaku/helpmark.html</a>&gt;&gt;          TEL : 03-5320-4147、FAX : 03-5388-1413</p>
	<p>【「白杖SOSシグナル」普及啓発シンボルマーク】</p> <p>このマークは、白杖を頭上50cm程度に掲げてSOSのシグナルを示している視覚に障害のある方を見かけたら、進んで声をかけて支援しようという「白杖SOSシグナル」運動の普及啓発シンボルマークです。白杖によるSOSのシグナルを見かけたら、進んで声をかけ、困っていることなどを聞き、サポートをしてください。</p> <p>&lt;関係機関&gt;岐阜市福祉部福祉事務所障がい福祉課          &lt;&lt;<a href="https://www.city.gifu.lg.jp/21102.htm">https://www.city.gifu.lg.jp/21102.htm</a>&gt;&gt;          TEL : 058-214-2138、FAX : 058-265-7613</p>
	<p>【手話マーク】</p> <p>聴覚に障害のある方が手話でのコミュニケーションの配慮を求めるときに提示したり、役所、公共及び民間施設・交通機関の窓口、店舗など、手話による対応ができるところが掲示します。また、イベント時のネームプレートや災害時に支援者が身につけるビブスなどに掲示することもできます。</p> <p>&lt;関係機関&gt;一般財団法人全日本ろうあ連盟          &lt;&lt;<a href="https://www.jfd.or.jp/2016/12/01/pid15854">https://www.jfd.or.jp/2016/12/01/pid15854</a>&gt;&gt;          TEL : 03-3268-8847、FAX : 03-3267-3445</p>
	<p>【筆談マーク】</p> <p>聴覚に障害のある方、音声言語障害者、知的障害者や外国人などが筆談でのコミュニケーションの配慮を求めるときに提示したり、役所、公共及び民間施設・交通機関の窓口、店舗など、筆談による対応ができるところが掲示します。また、イベント時のネームプレートや災害時に支援者が身につけるビブスなどに掲示することもできます。</p> <p>&lt;関係機関&gt;一般財団法人全日本ろうあ連盟          &lt;&lt;<a href="https://www.jfd.or.jp/2016/12/01/pid15854">https://www.jfd.or.jp/2016/12/01/pid15854</a>&gt;&gt;          TEL : 03-3268-8847、FAX : 03-3267-3445</p>